

**立川市新学校給食共同調理場(仮称)
整備運営事業**

入札説明書

平成 22 年 4 月 16 日

立 川 市

目 次

第1 入札説明書等の定義	1
第2 対象事業の概要	1
1 事業名	1
2 公共施設の管理者の名称.....	1
3 事業実施場所	1
4 事業内容	2
第3 事業者募集等のスケジュール	3
第4 入札参加者に関する条件	4
1 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	4
2 応募に関する留意事項	6
3 入札に関する手続	7
第5 入札書類の審査	11
1 審査委員会の設置	11
2 審査の方法	11
第6 提案に関する条件	12
1 建設予定地等	12
2 施設の設計・建設、維持管理、運営等の提案に関する条件.....	13
3 市への施設の所有権移転に関する条件.....	13
4 事業計画の提案に関する条件.....	13
第7 事業実施に関する事項	16
1 事業の継続が困難となった場合の措置.....	16
2 事業の実施状況の監視	17
3 事業期間中の事業者と市のかかわり	18
4 支払手続.....	18
第8 契約に関する事項	18
1 契約手続.....	18
2 その他	19
第9 入札説明書等に関する問合せ	19

第1 入札説明書等の定義

立川市（以下「市」という。）は、立川市新学校給食共同調理場（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「P F I 法」という。）に基づく事業（以下「P F I 事業」という。）として実施するため、平成 22 年 12 月 22 日に公表した立川市新学校給食共同調理場（仮称）整備運営事業に関する実施方針（以下「実施方針」という。）及び実施方針・要求水準書（案）に対する意見等を踏まえ、本事業を P F I 事業として実施することが適切であると認め、P F I 法第 6 条の規定により、本事業を特定事業として選定し、平成 22 年 3 月 23 日に公表した。

この入札説明書は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に配付するものである。入札参加者は、入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出すること。

なお、本入札説明書に併せて配付する次に掲げる資料について本入札説明書と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「入札説明書等」と定義する。

- 1 要求水準書 市が事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの
- 2 落札者決定基準 入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの
- 3 様式集 提案書の作成に使用する様式を示すもの
- 4 基本協定書（案） 市と落札者が締結する基本協定書の案を示すもの
- 5 事業契約書（案） 市と特別目的会社（以下「S P C」という。）が締結する事業契約書の案を示すもの

第2 対象事業の概要

1 事業名

立川市新学校給食共同調理場(仮称) 整備運営事業

2 公共施設の管理者の名称

立川市長 清水庄平

3 事業実施場所

- (1) 事業用地 立川市泉町 1389 番 18 (地番) 他
- (2) 敷地面積 8,800 m²

4 事業内容

(1) 事業目的

立川市では、現在、第一学校給食共同調理場及び第二学校給食共同調理場の2施設（それぞれ7校、5校に提供）と、単独調理場方式8校で小学校給食を提供している。

第一学校給食共同調理場は昭和43年12月、第二学校給食共同調理場は昭和50年8月に開設し、それぞれ41年、34年が経過している。この2場の施設設備の老朽化対策と、開設時に比べ大きく減少している児童数に対応して運営の効率化を図るため、1場に統合した新学校給食共同調理場（以下、「本施設」という）の整備をすることとした。

本事業は、PFI手法により実施し、ライフサイクルコストの削減を図るとともに、民間事業者の創意工夫や豊富なノウハウの発揮と、献立作成や食材調達を行う市とのパートナーシップにより、より良質で効率的な給食を提供することを目的とする。

(2) 事業方式

PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者が当該施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行うBTO方式（Build Transfer Operate）とする。

(3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

ア	設計・建設期間	平成23年4月～平成25年1月
イ	開業準備期間	平成25年2月～平成25年3月
ウ	施設の引渡し	平成25年3月
エ	維持管理・運営期間	平成25年4月～平成40年3月

なお、平成40年4月以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見も参考にしながら、市が事業期間内に決定する。

(4) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- ア 設計業務
 - ・設計（建築本体設計、厨房設備設計）
 - ・設計図書の作成
 - ・設計に伴う各種申請手続き
- イ 工事監理業務
- ウ 建設業務
 - ・建設工事

- ・ 厨房設備、備品等の調達・設置
- ・ 工事に伴う近隣対策
- ・ 建設に伴う各種申請手続き
- ・ 完成図書の作成
- ・ 施設の引渡し

エ 開業準備業務

オ 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 外構等保守管理業務
- ・ 厨房設備保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務

カ 配送・回収業務

キ 運営業務

- ・ 調理等業務
- ・ 衛生管理業務
- ・ 洗浄・残菜等処理業務
- ・ 運営備品等の調達業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・ 献立作成等
- ・ 食材調達及び検収
- ・ 給食費の徴収管理
- ・ 見学の受け入れ
- ・ 試食の受け入れ、試食会の実施
- ・ 配膳業務

第3 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとする。

事業者募集等のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

平成22年4月16日(金)	入札公告及び入札説明書等の交付
平成22年4月23日(金)	入札説明書等に関する説明会
平成22年4月27日(火)	現共同調理場見学会及び計画地見学会
平成22年5月13日(木)	入札説明書等に関する第1回質問等受付締切
平成22年6月10日(木)	入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答
平成22年6月17日(木)	参加表明書, 参加資格審査申請書類受付
平成22年6月30日(水)	参加資格審査結果の通知
平成22年7月5日(月)	参加資格がないと認めた理由の説明要求
平成22年7月9日(金)	参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答
平成22年7月12日(月) ～7月16日(金)	対面対話(対面式質疑応答)
平成22年7月29日(木)	入札説明書等に関する第2回質問等受付締切
平成22年9月2日(木)	入札説明書等に関する第2回質問等に対する回答
平成22年10月7日(木)	入札及び提案書の受付
平成22年12月	落札者決定
平成23年2月	仮契約締結
平成23年3月	事業契約議決及び締結

第4 入札参加者に関する条件

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設の厨房設備等を設計・製作・設置する企業（以下「厨房設備企業」という。）、本施設の工事監理に当たる企業（以下「工事監理企業」という。）、本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）及び運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、入札参加者グループの代表企業を定めること。設計企業、建設企業、厨房設備企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- イ 代表企業の変更は認めない。代表企業以外の構成員の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- ウ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。
- エ 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として特別目

的会社（以下「SPC」という。）を本市内に設立するものとし、構成員はSPCに対して出資を行うこと。また、構成員の出資比率は、SPCの全株式の50%を超えるものとし、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とすること。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

オ 構成員は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面もしくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。

- ア** 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ** 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ** 市の入札参加資格を有していること。
- エ** 設計企業及び工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所登録を受けた者であること。
 - (イ) 平成16年4月以降に3,000㎡以上の施設の実施設設計の実績を有していること。
 - (ウ) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。
- オ** 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
 - (イ) 建築一式工事において経営事項審査800点以上であること。
 - (ウ) 平成16年4月以降に3,000㎡以上の施設の施工実績を有していること。
- カ** 維持管理企業及び厨房設備企業は、次の要件を満たしていること。
 - (ア) 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。
 - (イ) 複数の場合は、全ての企業が上の(ア)を満たすこと。
- キ** 運営企業は、次の要件を満たしていること。
 - (ア) 学校給食施設又は集団調理施設等における調理業務の実績及び運営能力を有していること。
 - (イ) HACCP対応に対する相当の知識を有していること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 (昭和 22 年政令第 16 号) の規定に該当する者。
- イ 市の指名停止措置を受けている者。
- ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- エ 会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号) に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続き開始の申立をしている者。
- オ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- カ 本事業に係るアドバイザーと関連がある者。
※本事業の業務に関わっているものは、パシフィックコンサルタンツ株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社が本業務の一部を委託している日比谷パーク法律事務所である。
- キ 直近 3 年分の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者。
- ク 審査委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と関連がある者。

(4) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者または入札参加者を構成する企業が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。ただし、前記 (1) イの規定により協議し、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成員については、変更する場合がある。

2 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に際し、入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何にかかわらず返却しない。

(7) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない者の入札
- イ 入札書に記名押印のない入札又は入札書中要領を知得できない入札
- ウ 金額を訂正した入札
- エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- オ 明らかに連合によると認められる入札

(9) 予定価格

本事業において想定する事業期間を通じた事業契約金額の予定価格は、7,014,800 千円（消費税及び地方消費税除く）である。

(10) 入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

3 入札に関する手続

(1) 入札公告及び入札説明書等の交付

特定事業の選定を踏まえ、平成22年4月16日（金）に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下、「入札説明書等」という。）の交付は、立川市ホームページに公表することにより行い、紙媒体での

個別の交付は行わない。

(2) 入札説明書等に関する説明会

入札説明書に関する説明会、現共同調理場見学及び計画地見学会、参考資料の配布を次のとおり行う。

ア 入札説明書等に関する説明会

(ア) 日 時 平成 22 年 4 月 23 日 (金) 14:30～16:00 (14:00 以前は入場できません。)

(イ) 場 所 立川市市民会館 小ホール (立川市錦町 3-3-20)

(ウ) 申込み方法 電子メールにより、平成 22 年 4 月 22 日 (木) 正午までに提出すること。(別添：第 1 号様式)

* 説明会で入札説明書等の配布は行なわないので各自持参すること。

* 駐車場はありません。

イ 現共同調理場見学会

(ア) 日 時 平成 22 年 4 月 27 日 (火) 9:30～11:30 (9:10 以前は入場できません。)

(イ) 集 合 立川市第二学校給食共同調理場 2 階会議室 (立川市一番町 4-55-2)

(ウ) 申込方法 電子メールにより、平成 22 年 4 月 23 日 (金) 17:00 までに提出すること。(別添：第 2 号様式)

* 駐車場はありません。

ウ 計画地見学会

(ア) 日 時 平成 22 年 4 月 27 日 (火) 14:30～15:30 (14:10 以前は入場できません。)

(イ) 集 合 立川基地跡地西側地区 (立川市泉町 1389-18)

(ウ) 申込方法 電子メールにより、平成 22 年 4 月 23 日 (金) 17:00 までに提出すること。(別添：第 3 号様式)

* 駐車場はありません。

エ 参考資料等の配布

(ア) 日 時 平成 22 年 6 月 17 日 (木) 9:00～12:00 13:00～17:00

(イ) 場 所 立川市教育委員会教育部学校給食課

(立川市第二学校給食共同調理場内 立川市一番町 4-55-2)

(ウ) 配布方法 参加表明書及び参加資格審査書類を提出した入札参加者には、以下の資料(予定)を配付する。

- ・ 各対象校の敷地、配膳室に関する図面
- ・ 防災に関する資料

(3) 入札説明書等に関する第1回質問・意見の受付

入札説明書等の内容等に関する第1回質問、意見を次のとおり受け付ける。

- ア 受付日時 平成22年5月13日(木)17時まで
- イ 受付方法 電子メールにより提出すること。(別添:第4~5号様式)
電子メールアドレス gakkoukyuushoku@city.tachikawa.lg.jp

(4) 入札説明書等に関する第1回質問・意見の回答

入札説明書等の内容等に関する第1回質問、意見の回答を、平成22年6月10日(木)に立川市ホームページにおいて公表する。

(5) 参加表明書、参加資格審査申請書類の提出

入札参加者は、構成員名を記載した参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、構成員の参加資格の審査を受けることとする。なお、入札を辞退した場合に、今後、立川市の行う業務において不利益な扱いはされない。

- ア 受付日時 平成22年6月17日(木)9:00~12:00、13:00~17:00
(郵送の場合、前日17時まで必着。)
- イ 受付場所 立川市教育委員会教育部学校給食課
(立川市第二学校給食共同調理場内 立川市一番町4-55-2)
- ウ 受付方法 直接持参または簡易書留郵便、もしくは配達証明郵便(以下「郵送」という。)により提出すること。
- エ 提出書類 次を提出すること。
 - (ア) 入札参加表明書 2部(様式1-1)
 - (イ) 参加資格申請書 2部(様式1-5)
 - (ウ) 参加資格申請書類の添付書類 2部

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を平成22年6月30日(水)に代表企業に通知する。

(7) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、平成22年7月5日(月)までに書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成22年7月9日(金)に行う。

(8) 対面対話

本事業では、入札参加者からよりよい提案を受けるために、対面方式により入札参加者が市に対して、入札説明書等に関する疑義を確認すること、また優れた提案につながる入札条

件の変更要望等の確認等を行うことで、市及び入札参加者の意志疎通を図ることを目的として、対面対話を実施する。

対面対話の方法等については、参加資格確認後、代表企業に通知する。

(9) 入札説明書等に関する第2回質問、意見の受付

入札説明書等の内容等に関する第2回質問、意見を次のとおり受け付ける。

- ア 受付日時 平成22年7月29日(木)17時まで
- イ 受付方法 電子メールにより提出すること。(別添：第4～5号様式)
電子メールアドレス gakkoukyuushoku@city.tachikawa.lg.jp

(10) 入札説明書等に関する第2回質問、意見の回答

入札説明書等の内容等に関する第2回質問・意見の回答を、平成22年9月2日(木)に立川市ホームページにおいて公表する。

(11) 入札及び提案書の受付

入札参加者は、次により入札書及び提案書を提出すること。

- ア 受付日時 平成22年10月7日(木)
9:00～12:00、13:00～15:00(郵送の場合、前日17時まで必着。)
- イ 受付場所 立川市役所 207会議室(新庁舎 立川市泉町1156-9)
- ウ 受付方法 直接持参、もしくは郵送により提出すること。
- エ 提出書類
 - (ア) 入札書
入札書(様式1-8)は封筒に入れ、密封し、入札参加者名を表記して1部提出する。
 - (イ) 提案書
入札書類提出書(様式1-7)については1部、提案書(様式2-1から様式5-7)については、次のとおりa～dの計4冊を1部とし、各正1部、副20部を提出する。
 - a 設計・建設業務提案書
 - b 維持管理業務提案書
 - c 運営業務提案書
 - d 事業計画提案書(正1部のみ様式5-6、5-7の電子データを収納したCD-R等を添付すること。)

(12) 入札及び開札

入札及び開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。なお、当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。この際

に、入札価格の公表は行わない。

- ア 開札日時 平成 22 年 10 月 7 日 (木) 15 時 30 分
- イ 開札場所 立川市役所 207 会議室 (新庁舎 立川市泉町 1156-9)

(13) その他

- ア 市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものであるため、その内容も踏まえて、提案書等を作成すること。
- イ 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - (ア) 提出期限 (平成 22 年 10 月 7 日 (木) 15 時) を過ぎて提案書が提出された場合
 - (イ) 提案書に虚偽の記載があった場合
 - (ウ) 入札説明書等に違反すると認められた場合

第5 入札書類の審査

1 審査委員会の設置

学識経験者及び市職員で構成する立川市新学校給食共同調理場 (仮称) 整備運営事業者審査委員会 (以下「審査委員会」という。) が入札書類等の審査を行い、市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案を基に、落札者を決定する。

審査委員会は次の 7 名で構成される。各委員に対し、本事業に関する質問等を行うことは控えること。なお、審査委員会は、非公開とする。

氏名 (敬称略)		役 職
委員長	石塚 義高	明海大学 不動産学部教授
副委員長	安登 利幸	亜細亜大学大学院 アジア・国際経営戦略研究科教授
委員	榎本 守	特定非営利活動法人日本 P F I 協会 事務局長
委員	小幡 純子	上智大学 法科大学院長
委員	堀端 薫	女子栄養大学 専任講師
委員	小町 邦彦	立川市 行政管理部長
委員	近藤 忠信	立川市教育委員会事務局 教育部長

2 審査の方法

(1) 入札参加資格の確認審査 (以下「資格確認審査」という。)

市は、入札参加資格審査申請書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認する。資格不備の場合は、失格とする。

(2) 最優秀提案の選定

ア 入札価格の確認

市は、入札書に記載された入札価格が、予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超えている場合は失格とする。

イ 提案内容の基礎審査

市は、提案書に記載された内容が、別添落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。この基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

ウ 提案内容の定量化審査

審査委員会は提案書の内容について、落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。審査委員会で、各評価項目に対し、評価の理由を明らかにした上で得点化し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

(3) 落札者の決定

市は、審査委員会が選定した最優秀提案を基に、落札者を決定する。

第6 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、提案書を作成すること。なお、入札参加者の提案が「要求水準書」に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

1 建設予定地等

- (1) 建設予定地 立川市泉町 1389 番 18 (地番) 他
- (2) 用途地域 市街化調整区域
- (3) 建ぺい率 40%
- (4) 容積率 80%
- (5) 敷地面積 8,800 m²
- (6) 所有関係 市有地として購入予定
- (7) インフラとの接続

下記インフラとの接続を行う場合は、各管理者の定める規則に従い事業者の負担で整備する。詳細な内容については、事業者にて必要な調査・協議を行い、接続箇所・方法を決定すること。

- | | |
|------------|-----------|
| ア 上水道 | 東京都水道局 |
| イ 下水道 (汚水) | 立川市環境下水道部 |

ウ 電力	東京電力株式会社
エ 都市ガス	東京ガス株式会社
オ 電話	各電話会社

2 施設の設計・建設、維持管理、運営等の提案に関する条件

本事業の範囲である施設の設計業務、建設業務、維持管理業務、運營業務等については、別添要求水準書に従い、提案書を作成すること。

3 市への施設の所有権移転に関する条件

事業者は、平成 25 年 3 月末日までに、市に施設の所有権を移転すること。

4 事業計画の提案に関する条件

(1) 資金調達・返済計画

資金調達・返済計画については、次の条件に従って提案書を作成し、返済期間においては、追加的な出資又は融資の必要が生じないようにすること。

ア 建設一時支払金

市は、事業者が実施する施設の建設への対価として、304,300 千円（消費税及び地方消費税抜き）を建設一時支払金として、事業者に支払う。

イ 割賦料

市は、事業者が実施する施設の設計、建設及び開業準備への対価について、アの建設一時支払金を控除した額であって、あらかじめ定める額を割賦料として、維持管理・運営期間中、事業者を支払う。

市が運営期間を通じて支払う割賦料は、入札参加者が提案する初期投資費用からアの建設一時支払金を控除した額を元本の金額として、係る元本を入札参加者が提案するスプレッドに基準金利を加えた金利及び返済期間 15 年間の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を各期別の支払額とする。

割賦料の支払期間は 15 年間とし、平成 25 年度第 1 回分（4 月 1 日～6 月末日）を初回として支払うものとする。以後年 4 回、平成 39 年度 60 回分（1 月 1 日～3 月末日）までの 60 回の平準化した支払とする。

また、提案書の提出時には、入札参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、平成 22 年 9 月 7 日の基準金利を用いて割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、平成 25 年 2 月末日の基準金利にて算定される額とする。

なお、基準金利は、TOKYO SWAP REFERENCE RATE としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 か月 LIBOR ベース 15 年物（円-円）金利スワップレート（基準日午前 10 時）とする。

ウ 委託料

市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を、委託料として運営期間にわたって事業者を支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定する。委託料は、入札参加者が提案する金額に物価変動（指定インデックス：消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）を勘案して定まる額とする。

委託料の支払期間は15年間とし、平成25年度第1回分（4月1日～6月末日）を初回として支払うものとする。以後年4回、平成39年度60回分（1月1日～3月末日）までの60回の平準化した支払とする。

また、委託料は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、残滓処理費等に係る費用が含まれることを想定している。

固定料金は、各期の支払いにおいて、入札参加者が提案する一定の額を支払うものである。変動料金は、各期における合計の提供食数（(3) 提供給食数を参照のこと）に対し、入札参加者が提案する1食単価を乗じた額を支払うものである。

提案書の提出時には、入札参加者は、次の年間合計提供食数があるものとして、入札額を提案すること。

入札額算定に用いる年間合計提供食数

年度	提供食数
平成25年度	1,092千食
平成26年度	1,087千食
平成27年度	1,079千食
平成28年度	1,075千食
平成29年度	1,070千食
平成30年度	1,066千食
平成31年度	1,061千食
平成32年度	1,057千食
平成33年度	1,052千食
平成34年度	1,048千食
平成35年度	1,043千食
平成36年度	1,039千食
平成37年度	1,035千食
平成38年度	1,030千食
平成39年度	1,026千食
合計	15,860千食

※ {将来の（児童数+教職員数）} ×186日/年として算定

(2) 資金調達における公的支援

本事業における金融上の支援として、日本政策投資銀行の低利融資制度である「民間資金活用型社会資本整備」を活用できる可能性がある。ただし、当該制度の趣旨を勘案し、事業

計画を立案する際には、当該制度の活用を見込まないこととする。なお、資金調達の実施段階において当該制度を活用することは可能である。

(3) 提供給食数

ア 提供対象者数の保証

市は、運営期間中に提供する給食数について、各年度毎（5月1日時点）の対象者数（事業者が給食を提供すべき児童数と教職員数を合算した数）が5,000人以上となることを前提に提案書を求めることとする。また、イに示すとおり、提供給食数の変更の可能性はあるが、市は、何れの場合においても7,000食/日を超える要求は行わない。

イ 提供給食数の決定方法

市が保証する部分の提供対象者数に対し、児童の転出入、教職員用給食、学校行事等開催等を踏まえ、市は、事業者に対し提供日の属する月の前月20日頃までに予定する給食数（以下「予定給食数」という。）を指示する。

予定給食数の指示後、見学者用給食及び学校行事等の日程変更等による変動要因が考えられるため、市は、事業者に対し提供日の2日前（ただし、該当日が土・日・祝日・夏期休暇等をまたぐ場合は、その前日）の17時までに実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を指示する。（詳細は要求水準書の第8の2(1)エを参照のこと。）その予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）は200食以内を基本とする。変更給食数が200食を超える場合、事業者は超える部分について応諾しないことが可能である。変更給食数が-200食を下回る場合、予定給食数から200食を減じた食数により、変動料金を算定する。

なお、予定給食数においては、5,000食/日未満の通知もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。

（※）稼働日とは、給食を提供する日をいう。

ウ 提供給食数と変動料金の算定方法

提供給食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係を次に整理する。

場合別の提供給食数と変動料金算定基礎

変更給食数	提供給食数	変動料金の算定基礎となる食数
±200食以内	実施給食数	同左
+200食超	予定給食数 +200食 +事業者の応諾した食数	同左
-200食超	実施給食数	予定給食数-200食

エ 事業者職員用給食

本事業の対象外であるが、事業者の職員用の給食については、最大 200 食を市に要請できる。しかし、当該提供日の総提供数が 7,000 食を超える場合は、この範囲内での要請とする。市は、要請食数に応じて給食費（食材費に変動料金単価を加算した額）を徴収する。

(4) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

イ リスク分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すものとする。

ウ 食中毒等が生じた場合の原因究明

給食配送校において食中毒等が発生した場合で、その原因が給食にあると客観的に判断できる場合には、保健所が、要求水準書に示す保存食、健康診断結果等から原因究明に関する調査を行うため、事業者は当該調査に協力するものとする。

事業者は、原則として、債務不履行を免れるためには、自ら実施する原因究明調査で、市や配送校の責めによることを証明する必要があるが、これらの調査を実施しても、責任の所在が明確にならない場合は、事業者の債務不履行にはならない。ただし、いずれの場合においても事業者の調査結果について市の承諾を得ることとする。

(5) 保険

工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、事業者は第三者賠償保険に加入すること。また、不測かつ突発的な事故による損害を負担するために、建設工事保険に加入すること。

運営期間も、施設内及び運搬等において第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、事業者は賠償責任保険に加入すること。さらに、普通火災保険に加入すること（詳細については事業契約書（案）に記載する。）。

第7 事業実施に関する事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は、事業契約を解約することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- ウ 前 2 号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

(4) 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

(5) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

2 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。具体的な監視の方法、内容等については、事業契約に定める。

また、事業者の提供する施設の整備、維持管理及び運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出、実施を求めるとともに、必

要に応じて、サービスに対する対価の支払いの減額等を行うことができることとする。

なお、減額等の方法については、事業契約に示すとおりとする。

3 事業期間中の事業者と市のかかわり

- (1) 本事業は、事業者の責任において遂行される。また、市は、事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。
- (2) 原則として市は、事業者に対して連絡等を行うこととするが、災害や事故発生の緊急時等、必要に応じて市と建設企業等の間で直接連絡調整を行うことができる。

4 支払手続

(1) 建設一時支払金

市は、建設一時支払金を、市への所有権移転後、事業者に支払う。

(2) 割賦料

市は、割賦料を、平成 25 年度から平成 39 年度にわたり事業者に支払う。

なお、割賦料は、施設の市への所有権移転後、事業者から割賦料の請求書の受領後、30 日以内に支払う。

(3) 委託料

- ①事業者は、業務完了後、業務報告書を速やかに市に提出する。
- ②市は、業務報告書受領後 10 日以内に履行確認を事業者に通知する。
- ③事業者は、委託料については履行確認通知を受領後、速やかに市に請求書を送付する。
- ④市は事業者から委託料の請求書を受領後、30 日以内に支払う。

第8 契約に関する事項

1 契約手続

- (1) 落札者の決定後、市は、速やかに基本協定を締結する。その後、落札者は事業者となる S P C を市内に設立する。
- (2) 市は、S P C と仮契約を締結する。
- (3) 契約保証金
契約保証金は、事業者が自己の責任及び費用負担において、市又は事業者を被保険者とし、施設整備費相当の 10 分の 1 以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締

結し、若しくは工事請負人等をして履行保証保険契約を締結させることにより、これを免除する。なお、事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、市を第一順位とする質権を設定する。

(4) 仮契約は、立川市議会の議決を経た場合に本契約となる（平成 23 年市議会 3 月定例会を予定）。

(5) 事業契約の概要

事業契約は、市の提示資料及び落札者の提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計・建設、所有権移転、維持管理及び運営等に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。また、事業者は、業務開始に先立ち市と協議の上、維持管理業務及び運営業務に関する計画書を作成する。

2 その他

事業契約の締結については、P F I 法第 9 条の規定に基づき、立川市議会の議決を要する。

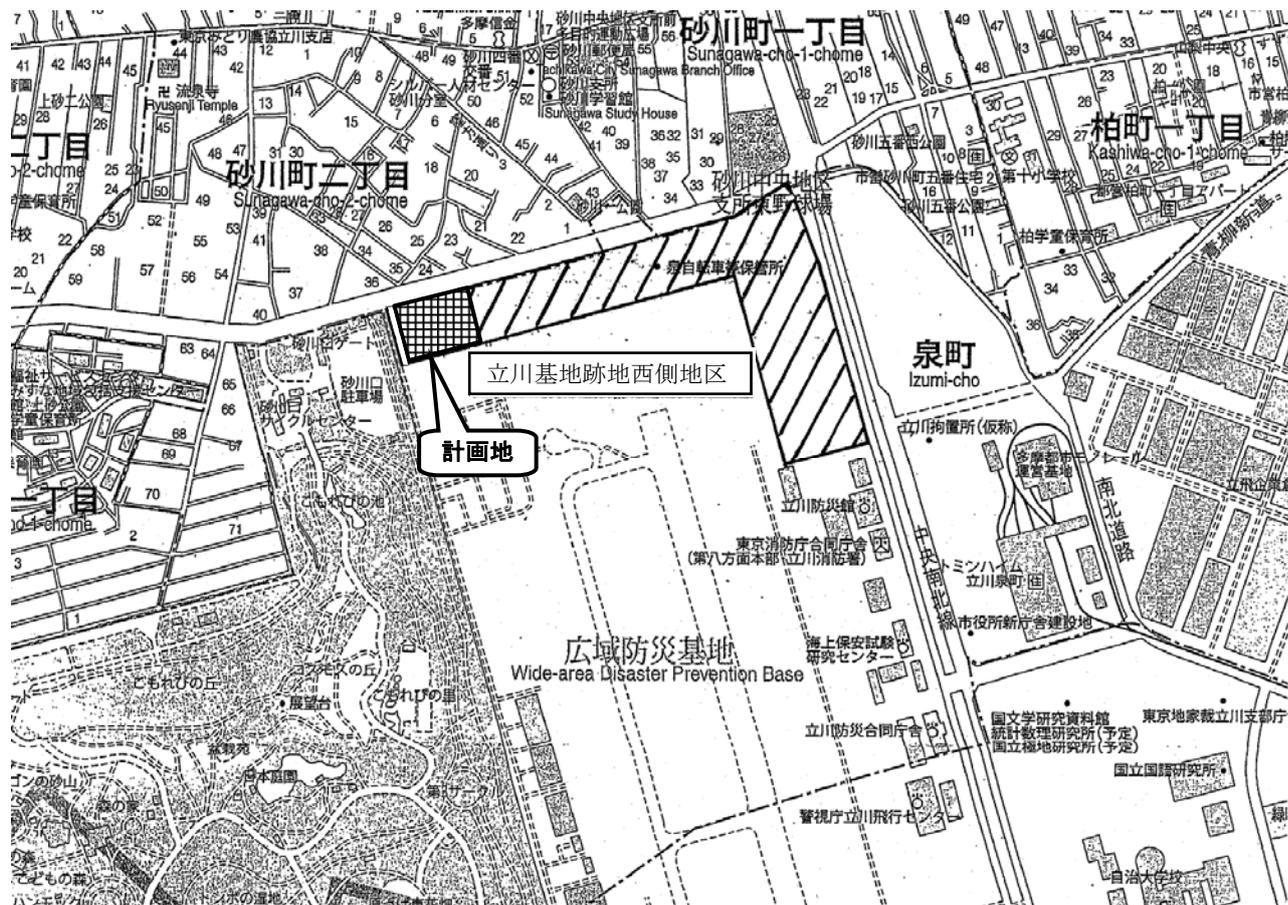
なお、事業予定者が事業契約を締結しない場合は、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により事業契約を締結する。

第9 入札説明書等に関する問合せ

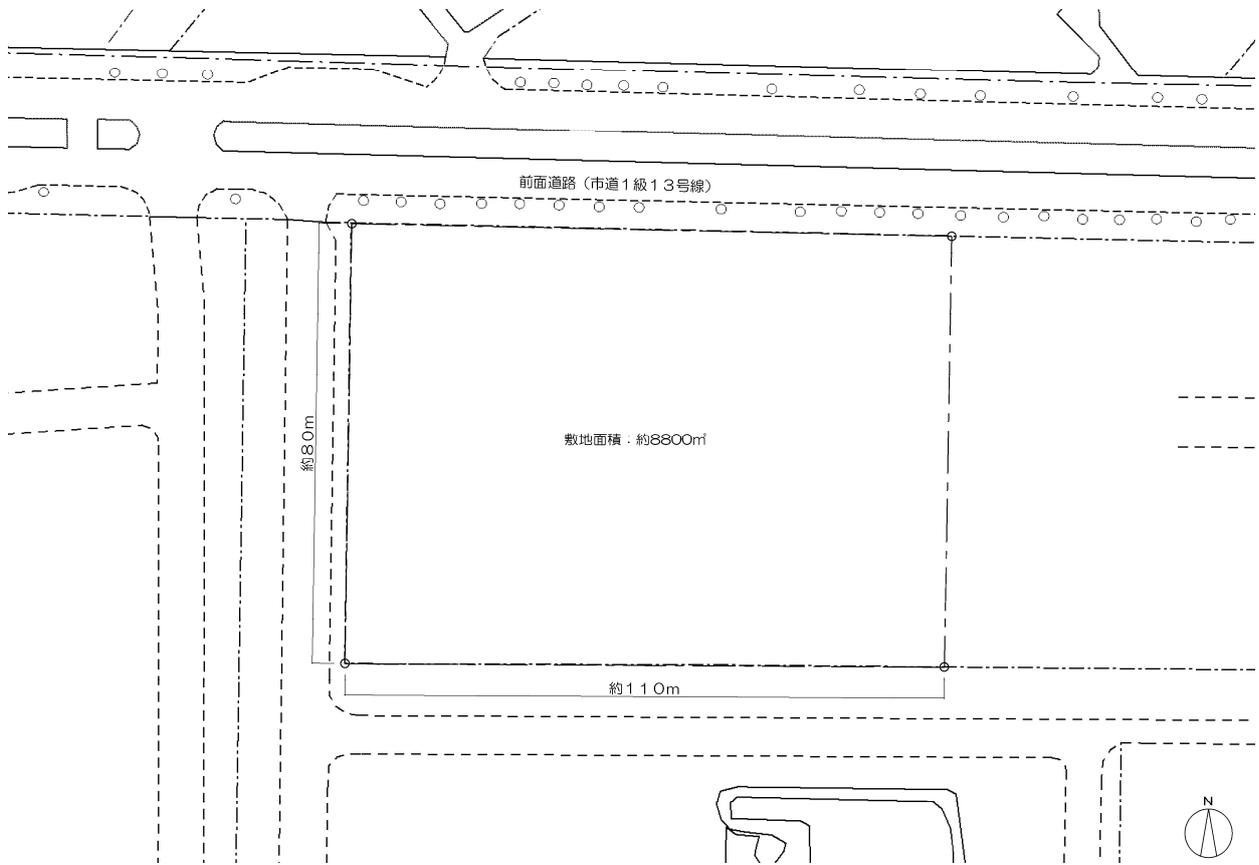
入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|--|
| (1) 担当部署 | 立川市教育委員会教育部学校給食課 |
| (2) 住 所 | 〒190-0033
東京都立川市一番町4丁目55番地の2
立川市第二学校給食共同調理場内 |
| (3) 電 話 | (042) 523-2111 (代表) (内線 6-790) |
| (4) F A X | (042) 531-5732 |
| (5) 電子メールアドレス | gakkoukyuushoku@city.tachikawa.lg.jp |
| (6) ホームページアドレス | http://www.city.tachikawa.lg.jp/ |

別添資料1：位置図



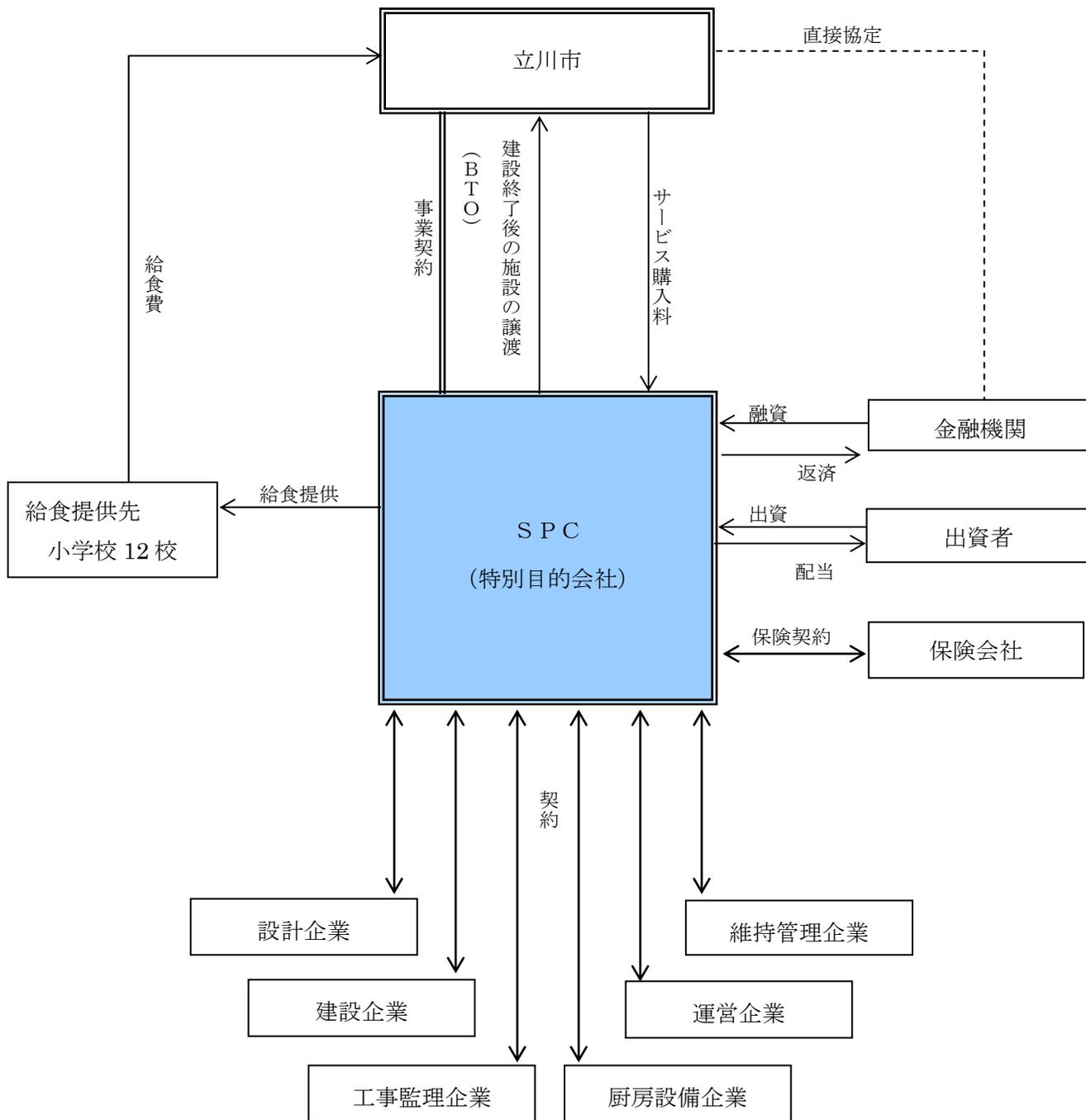
別添資料2：計画地現況図



※測量・分筆前であるため、本図は計画地の概形を示すものである。境界確定後の形状、寸法とは異なる場合がある。

別添資料3：事業スキーム

BTO方式



第1号様式

平成22年 月 日

入札説明書等に関する説明会 参加申込書

「立川市新学校給食共同調理場(仮称)整備運営事業」の入札説明書等に関する説明会への参加を申し込みます。

会社名	
所在地	
部署名	
担当者名	
電話	
F A X	
E-mail	
参加者名	

- ※1 参加者は、1社につき3名までとします。
- ※2 入札説明書等は各自持参してください。
- ※3 Microsoft社製 Word (Windows版)のファイル形式で提出してください。

第2号様式

平成22年 月 日

現共同調理場見学会 参加申込書

「立川市新学校給食共同調理場(仮称)整備運営事業」の現共同調理場見学会への参加を申し込みます。

会社名	
所在地	
部署名	
担当者名	
電話	
F A X	
E-mail	
参加者名	

※1 参加者は、1社につき2名までとします。

※2 Microsoft社製Word(Windows版)のファイル形式で提出してください。

第3号様式

平成22年 月 日

計画地見学会 参加申込書

「立川市新学校給食共同調理場(仮称)整備運営事業」の計画地見学会への参加を申し込みます。

会社名	
所在地	
部署名	
担当者名	
電話	
F A X	
E-mail	
参加者名	

※1 参加者は、1社につき2名までとします。

※2 Microsoft社製Word(Windows版)のファイル形式で提出してください。

